

★ 新型コロナウイルスに負けるな！

(1) 予定している面接練習について

今、世界中で新型コロナウイルスが蔓延しています。風邪やインフルも含めて、皆さんの体調管理は万全ですか。こがねい教職課程センターでは、2月21日から4月8日まで「個人面接練習」「集団討論練習」「教育実習向け模擬授業」を予定しています。既に連日「個人面接練習」が実施されていますが、皆さんは大変意欲的で、基準の2回を超えて4回5回と予約を増やす人が多く、日程表がほぼ全て埋まっています。間違いなく夏の教員採用試験にその成果が出ると思います。こがねい教職課程センターでは皆さんの意欲と期待に応えるため、**換気や手指の消毒を行いつつ、全て予定通り実施します！**また、予約は既に一杯ですが、若干キャンセルが出ています。面接練習等の見学は、いつでも可能です。1日の見学で6人~8人の様子を見ることが出来ます。自分が練習することが一番ですが、人の面接を見ることも有効なので、教員が交代で練習し、互いに評価する方式をとっています。さらに、面接中の自分の姿をスマホの動画に撮ることで研究協議で言われたことを自分で振り返ることが出来ます。こがねい教職課程センターでは、2月~4月上旬を第1期、7月~8月を第2期とし、第1期では出入りや所作、声の大きさや受け答えの仕方、志望理由など基本的な点について指導します。第2期では直前指導として、教育時事や場面指導対応、自分のよさの出し方などを指導します。皆さん、現役合格目指して頑張ってください！



(2) 新型コロナウイルスに関する面接対応

① 「新型コロナウイルスについて、教育者としてどう受け止めますか？」

② 「新型コロナウイルスに対する対応について、どう考えますか？」

と面接試験で聞かれたら、あなたはどうか答えますか？教員採用試験が実施される7月8月までこのウィルス騒ぎが続かないことを心から願いますが、もし上記のように質問されたらどう対応すればよいでしょうか。他の質問にも生かせるので考えてみましょう。まず、上記の①です。「教育者として」という部分が重要です。政治家でも医者でもない、教員としてどう考えるのかということです。もちろん正解などはありません。きちんと理由を示して自分の意見を述べるのが大切です。

① [回答例] 「2つの対応が必要と考えます。1つは生徒の健康・安全管理です。2つ目は人権教育の徹底です。」

生徒の健康・安全管理は、誰でも答える内容でしょう。**重要なのは人権教育という答え**です。ここに教育の神髄があります。風評被害をはじめ、感染者に対する差別をなくすためには教育の充実以外に手だてはありません。このパニックに乗じてデマを流した人、トイレットペーパーを買い占めて転売する人、ネットで言いたい放題の人などがいることは、残念ながら教育の敗北です。今こそ、教育を充実しないと日本が減ってしまいます。皆さんが教員になって心の教育を充実することが、これまで以上に強く求められています。大いに期待しています。

② [回答例] 「危機管理の基本は、最悪の事態を想定して対応することです。今回の国の対応は最悪の事態を想定していたとは思えません。今回の体験に学び、学校事故が起きたときは、常に最悪の事態を想定して迅速に対応します。」

今回の失敗を教育者として、どのように学校教育に生かすかという視点が重要です。

(3) 全校一斉臨時休校、イベントの中止や自粛について思うこと

先日、後先を考えずに全国一斉臨時休校の要請が出されました。全国の小中高の先生方も生徒も保護者も関連業者も大混乱です。子どもの感染率が低い現状を考えると、一生に一度しかない小学校6年生や中高3年生の卒業式が中止になったり、予行と同じような無観客試合状態になったりしたことは極めて残念です。「生徒の安全第一」ということはもちろん大切ですが、残念ながらその美名のナイフによって生徒たちの心がスタスタになったことは事実です。同様に、スポーツの無観客試合、コンサートや演劇などのイベント中止が相次いでいます。これも「感染予防のためには仕方ない」と言えばもちろんその通りですが、この理論は「交通事故で死ぬリスクがあるから、安全確保のためには自動車に乗らない」ということと同じです。この理論で進んでいくとどんどん世の中の活気がなくなっていく。観光地や飲食店、納品業者の経営が破綻してしまいます。そうならなければいいなと思います。コロナウィルスに感染して亡くなる方よりも倒産して生きていけなくなる方が多くなるようなことがないことを望みます。思えば、東日本大震災後に福島県を助けることは、観光に行ったり、福島産の米などを消費したりすることだったですよ。今こそ各自の心の豊かさが問われていると思います。

先日TVで「信号のない横断歩道で立っている歩行者に対して、走って来た自動車が停まってくれることが最も多い県は長野県だ」と言っていました。長野県の小学校では、そういう状態で横断歩道を渡った後は必ず振り返ってドライバーにお礼のお辞儀をするよう指導しているからだそうです。そうして育った大人がドライバーになると、大抵停まってくれるとのこと。各種の対応に憤りしか感じられない昨今、教育の素晴らしさを感じたひとときでした。

《体罰について考える》

残念ながら体罰の事件が後を絶たない。私が教員だった頃から一向になくなる気配がない。その結果、教員採用試験の頻出テーマとなっています。そこで今回は、体罰について考えてみよう。

(1) 体罰禁止の根拠 (面接試験対応)

言うまでもなく、学校教育法第11条に「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と書かれています。この但し書きの部分が、体罰禁止の法的根拠です。但し書きとはいえ、法律に書かれているわけですから体罰は、法律違反です。決して教育論で説明できるものではありません。だから、面接で「何故体罰が禁止されているのですか?」と聞かれたら教育論で説明してもダメです。「私は、～と思います」などと自分の考えを答えてもアウトです。「体罰は違法行為、つまり犯罪ですから、絶対に禁止です!」と力強く答えてください。その上で更に「何故法律で禁止されていると思いますか?」と関連質問されたら、「体罰を受けた生徒がその場ではおとなしくなるので成果があったように勘違いする教員がいますが、それは間違いです!その生徒の心はスタスタになっており、その教員を敵視するようになります。体罰で成果が出た例を私は全く知りません!」などと自分の考えを堂々と述べます。その時に、少しでも「愛のムチ」「生徒と教員の信頼関係があれば・・・」などと述べてはいけません!「この受験生は、体罰絶対禁止とっていないな」と面接官は感じ取ります。で、試験はアウトです。面接官は、校長経験者や行政の管理職です。体罰を否定できない危ない教員は、絶対に採用しません。

(2) 何故体罰は起きるの?

学校生活で体罰が起きやすいのは、生活指導と部活動の場面です。共通しているのは、教員がカッとなって体罰に走るということです。カッとすることの原因はいろいろあります。「生徒の言動に教員のプライドが傷付いた」「何度も指導したのに言うことを聞かない」「自分は熱意をもって指導しているのに生徒がそれに応えない」「生徒にやる気がなく頭にきた」「ここで厳しく指導しないと他の生徒に示しがつかない」etc 私が教員のとき、何度もこのような場面に遭遇しました。結果的に体罰には至らなかったですが、体罰を振るっていてもおかしくないくらい興奮したことはあります。どの教員も体罰が禁止であることは分かっているのです。分かっているのに興奮すると忘れてしまうのです。意図的に忘れていた教員は論外ですが、そうでない教員も冷静さを失ったときは危ないです。まさにセルフ・コントロールが重要です。

(3) 体罰した教員は、どうなる?

体罰、わいせつ、セクハラなどの許されない行為を法律用語で「非違(ひい)行為」と言います。非違行為をした教員には3つの責任が生じます。それは、①刑事的責任(暴行傷害罪)②民事的責任(損害賠償請求)③行政的責任(懲戒処分)です。①で禁固刑以上に処せられると教員免許状が失効するので、失職します。②では、学校事故が起きた場合、非違行為がなければ国家賠償法の適応で教育委員会が賠償してくれますが、非違行為がある場合は全額本人負担です。③は、重い順に「免職」「停職」「減給」「戒告」です。これらは、教職教養の重要事項です。30代で減給処分を受けると、60歳の定年退職までにおよそ600万円以上の損失になります。また、処分が教員履歴に残るため、教育委員会関係の委員や大学院派遣研修、海外派遣研修、定年退職後の学校等への再就職などの試験は、ほぼ100%不合格になります。

(4) 体罰を防止するために

体罰を行ってしまった教員に対して教育委員会が行っている「服務事故再発防止研修」によれば、生徒を指導していてカッと来たときは、6秒間黙ると怒りが収まるそうです。これは、アングー・マネジメントの有名な手法の一つです。また、自分がカッと来ている姿が鏡やガラスに映っているのを見ても怒りは沈むそうです。これらより体罰が未然に防げることを期待します。体罰事件と聞くと、私は、いつもマラソンの小出監督の言葉を思い出します。「教育には優しさと愛情が必要。自分の子どもだと思って育てないとダメなんだよ。」

(5) どこまでが懲戒でどこからが体罰?

文部科学省から具体例を示した通知文が出ているので、各自で確認しておいてください。

(6) 児童虐待防止法改正について

これまで親については、躰(しつ)の名のもとに子どもに体罰することが認められていました。しかし、2020年4月から親であっても体罰が禁止されます。

★ 諸君の全員合格を期待しています!

★ 教職課程センター小金井相談室は、全力で皆さんの合格を応援します。頑張ってください!

